

# ふじのくにづくり支援センター 中期計画

令和8年3月

一般社団法人ふじのくにづくり支援センター

(静岡県土地公社)

(静岡県道路公社)

(静岡県住宅公社)

## 目 次

|   |      |       |    |
|---|------|-------|----|
| 1 | センター | ..... | 1  |
| 2 | 土地公社 | ..... | 10 |
| 3 | 道路公社 | ..... | 14 |
| 4 | 住宅公社 | ..... | 18 |

## 第1編 一般社団法人ふじのくにづくり支援センター

### 1 経営方針

○「お客様と共に歩む」の基本理念に基づき、センター及び三公社の直接のお客様や地域住民の皆様、広くは県や市町、県民の皆様に対してセンター及び三公社ができる最高のサービスを提供し、地域社会に信頼され、健全に成長することを目指していく。

#### (1) センター・三公社一体化の推進

- ・センター・三公社の職員が、組織間の壁をなくし、相互に協力し、助け合い、組織の総合力を高め、お客様へのサービスの充実を図り、お客様に喜んでいただくことにより、県民に信頼される組織を目指す。
- ・センターのもと、三公社が実質的な一体的企業体を形成することで、組織全体の持続可能性を高める。センター・三公社の経営の一体化により、経営の効率化と健全経営の実現を図る。

#### (2) 安全・安心で、快適な生活環境の実現に貢献

- ・センター及び三公社は、事業を迅速、適切に実施し、常に安全・安心で快適な生活環境の実現を目指していく。

#### (3) ホスピタリティのこころ

- ・センター及び三公社の職員は、お客様を尊重し、公平、公正、誠実な行動を取ることを規範とし、お客様のみならず、全ての人に対してホスピタリティの精神で接するセンター及び三公社の文化を育てる。

#### (4) 環境や社会との共生

- ・センター及び三公社は、法令を遵守するとともに地球環境や地域社会と共生を図るなど、社会の一員としての責務を果たしていく。

#### (5) 事業実施に伴うリスクの防止と発生時の迅速な行動

- ・センター及び三公社は、事業実施に伴うリスクを分析し、未然防止に努める。また、実際に発生した場合は、影響の最小化に向け迅速に対応する。

○用地担当は、土地公社が培った用地取得等に関する専門的知識やノウハウを有効に活用して、県、市町などが実施する基盤整備事業の支援を行い、地域の活性化に寄与することを目指していく。

○インフラ技術支援担当は、発注者支援業務等を通じ、地方公共団体の技術職員の不足等の課題解決を支援する。

これまでの実績により発注者である地方公共団体の評価を得て業務受注に繋がっているが、安定的な事業確保に向けた取り組みを引き続き実施していく。

○住宅担当は、住宅公社が管理する県営住宅及び市町営住宅において、高齢者等生活支援や外国人入居者支援を通じて、居住者が安心して生活できるような環境づくりに取り組む。

## 2 経営目標

| 経営方針                  | 経営目標  |                                    |
|-----------------------|---|------------------------------------|
| 健全経営の実現               | <b>(損益の健全性)</b><br>・ 経常利益の確保【センター・三公社連結決算】<br>・ 経常利益の確保【センター】   | 毎年度<br>毎年度                         |
|                       | <b>(資産の健全性)</b><br>・ 長期保有(5年以上)土地 (土地公社)<br>・ 道路資産の健全性の確保 (道路公社)<br>(計画的な予防保全型の維持管理等)<br>・ 債権管理と債権回収の徹底 (住宅公社)<br>(未収金の早期対応・必要に応じた法的措置等)<br>・ 余裕資金の効率的かつ適切な運用 | 0件<br>毎年度<br>毎年度<br>毎年度            |
|                       | <b>(社会的信用の健全性)</b><br>・ 法令遵守と契約の確実な履行<br>・ 住宅入居者・道路利用者等のお客様への適切な対応(苦情・相談対応等)<br>・ 財務状況や事業内容の適切な開示<br>・ 監事監査・外部監査等による指摘件数<br>(不適切会計・重大事案の発生)                   | 毎年度<br>毎年度<br>毎年度<br>0件            |
|                       | ・ センター・三公社戦略会議の開催<br>(経営方針決定、課題解決、情報共有、一体化プロジェクト進捗管理等)  | 毎月                                 |
|                       | 一体化プロジェクトの推進  | ・ お客様サービスの向上に資する新たな取組の実施(各タスクフォース) |
| ・ 一体化推進会議・プロジェクト会議の開催 |   | 年3回                                |
| ・ タスクフォースリーダー会議の開催    |   | 月1回以上                              |
| 安定した事業量の確保            | ・ 地籍調査支援事業及びインフラ支援事業等の充実・強化を図るため、積極的な受注活動を行う。   | 毎年度                                |

### 3 重点事業

#### (1) 総務担当

| 重点事業             | 課題及び対応方針  |
|------------------|---|
| センター及び三公社の一体化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進会議及びプロジェクトチームに設置しているタスクフォースを中心に、一体化に向けた具体的取組を進めていく。</li> <li>・ プロジェクトチームの三公社をとりまとめる総括リーダーを中心に、<b>デジタル化、CSR（社会的責任）、新規事業開拓、中央ビル建替、戦略広報等の重点事項について、タスクフォース間の連携を推進し、お客様サービスの充実につながる取組成果の実現を図る。</b></li> <li>・ <b>DX、AIの推進にあたっては、効率化の目標、効果を明確にし、体系的・戦略的な推進に努める。</b></li> <li>・ <b>職員のAI活用スキルの向上及び使用環境の整備を図り、AIの効果的な業務への活用を促進する。</b></li> <li>・ 職員がセンター及び他公社の事業について学ぶための広報、研修や、センター・三公社業務の相互応援等の取組を進める。</li> <li>・ <b>センター・三公社の全ての職員が現場主義に徹し、お客様に喜んでいただくという視点に立って取り組みを推進する。</b></li> </ul>  |
| 働き方改革等への対応       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な働き方の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マジックコネクトの活用など在宅勤務制度及び時差通勤制度の充実を図り、多様な働き方の実現を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 業務のデジタル化の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>AIの活用、会計システムの統合・電子決裁、旅行命令簿などの社内業務のデジタル化による業務の効率化等</b>を図り、職員の利便性を高める。</li> <li>・ リモート会議システムの充実、職員への普及を図り、移動時間の削減等による職員の負担軽減及び業務の効率化を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 働きやすい環境の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年次有給休暇を年5日以上確実に取得できるよう休暇を取得しやすい職場環境を醸成する。</li> <li>・ 子育てや介護をしやすい職場の環境づくりを進めるため、休暇制度等の充実を図る。</li> <li>・ <b>文書の電子化を進め、ペーパーレス化や紙書類等の廃棄を推進し、快適なオフィス空間を形成する。</b></li> </ul> </li> </ul> |

|         |   |
|---------|---|
| 戦略広報の推進 | <p><b>○職員一人ひとりが「広報パーソン」の意識を醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な情報を必要な時期に発信できるよう職員一人ひとりが常にアンテナを高く張って業務に臨む。</li> <li>・センター・三公社の<b>戦略広報ガイドラインを毎年度見直し、実施計画を策定</b>する。</li> <li>・各部広報担当者による広報会議を定期的開催し、情報の共有を図るとともに、適切な広報を実施する。あわせて、重要事項は職員全員で共有する。</li> </ul> <p><b>○お客様への効果的な情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、SNSのアクセス数を定期的に確認、分析するなど<b>広報効果を把握</b>する。</li> <li>・お客様の求めている情報を分かりやすく的確に提供するため、センター・三公社のホームページを、<b>全職員がお客様目線で相互にチェックし、ホームページを改善・更新</b>する。</li> <li>・X、YouTube等SNSを積極的に活用し、<b>より多くのお客様に情報を発信</b>する。</li> <li>・マスコミを積極的かつ効果的に活用し、<b>県民への戦略的な情報発信に努める</b>。</li> </ul> <p>○センター・三公社の施策を推進する気運を盛り上げる広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>支援センターだよりを活用した情報発信</b>を行う。</li> </ul> |
|---------|---|

(2) 用地担当

| 重点事業     | 課題及び対応方針   |
|----------|--|
| 地籍調査支援事業 | <p><b>○安定した事業量の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証遅延地区の解消を支援、市町における未完了の地籍調査をサポートする。</li> <li>・市町のニーズを踏まえ、<b>工程管理・検査支援等新たな支援業務を開拓し、市町の支援を拡大</b>する。</li> <li>・県と連携し、<b>国土調査法第19条5項指定制度</b>による既存の公共測量成果を活用した地籍整備の<b>支援を開拓</b>する。</li> </ul> |
| 新規事業の確保  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や市町のニーズを踏まえ、<b>土地公社が有するノウハウを活用した用地業務に関連する事務支援の提案などによる新規事業の確保</b>を目指す。</li> </ul>  |

(3) インフラ技術支援担当

| 重点事業             | 課題及び対応方針   |
|------------------|--|
| 発注者に寄り添った支援業務の実施 | <p><b>受注を継続的に獲得していくため、支援業務の実施に当たっては、常に発注者に寄り添った支援に取り組む。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援業務の実施にあたっては、発注者の満足度を向上させるため、業務内容に対する要望を聴取し、丁寧に対応する。</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者のニーズを的確に捉える努力と、そのニーズに応える業務の実施に取り組む。</li> <li>・職員の技術力強化に取り組む。</li> </ul> |
|--|--|

#### (4) 住宅担当

| 重点事業       | 課題及び対応方針  |
|------------|---|
| 高齢入居者支援事業  | <p>県営住宅等の集会所を活用し、健康増進及び外出するきっかけづくりとして高齢者の居場所づくりを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>高齢者ふれあい講座等（未実施団地を対象とした開催）</b></li> <li>・ <b>見守り支援サービスの情報提供等（市町の見守り支援及びIoTを活用した見守り支援等）</b></li> <li>・ <b>行政の福祉部局や地域包括支援センターなどの支援組織と連携したサポート</b></li> <li>・ 血圧測定運動、集会所ミニ図書館</li> </ul>                    |
| 外国人入居者支援事業 | <p>県営住宅等の外国人入居者が、生活習慣の違いや言葉の障壁に困ることなく生活していけるよう <b>ニーズを把握し、国際交流協会等と連携して支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者支援（ポルトガル語通訳職員の配置）</li> <li>・ 通訳、翻訳業務（自治会文書、工事のお知らせ等）</li> <li>・ 訪問サポートサービス（個別訪問による困り事相談）</li> <li>・ 外国人向け防災講座</li> <li>・ <b>高齢外国人参加型のふれあい講座の開催</b></li> <li>・ 多言語化の推進</li> </ul> |

## 4 リスク管理（懸案事項）

### (1) 総務担当

| 事業名                  | 課題及び対応方針  |
|----------------------|---|
| 静岡中央ビルの建替えへの対応       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>静岡中央ビル建替事業の検討を他の区分所有者と調整して進める。（静岡中央ビルの解体、新ビル基本設計等）</b></li> <li>・ <b>基本設計完了後、建替えで必要となる費用等を算出し、建替参画の可否を決める。</b></li> </ul>   |
| 業務が継続できる体制の整備        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>事業継続計画（BCP）の見直しと強化を継続的に実施する。</b></li> <li>・ 契約、出納、給与等の総務・経理事務を適正に執行できるよう、総務課、経理課職員の相互チェックを徹底する。</li> <li>・ <b>センター・三公社とも、予算・決算事務ができる職員を早期かつ計画的に育成する。</b></li> </ul> |
| コンプライアンスの徹底、ガバナンスの向上 | <p>○職員一人ひとりがコンプライアンス意識を持って行動する。特に、管理監督者は、部下職員の模範として、高い倫理意識を持って行動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家による研修会の開催や研修内容の充実、相談・通報</li> </ul>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p><b>窓口の適正運用等により定着を図る。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証及び車検証の有効期限、自転車保険の加入状況を定期的に確認する。</li> <li>○コンプライアンスに抵触する問題が起きた場合は、最優先で解決に臨む。</li> </ul> |
|--|---|

(2) 用地担当

| 事業名    | 課題及び対応方針   |
|--------|--|
| 地籍調査支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>認証遅延地区を抱える市町など、県と連携し新規事業箇所の拾い出しや法 19 条 5 項制度の継続した受注活動を実施する。</b></li> <li>・ <b>市町のニーズを踏まえ、工程管理・検査支援等新たな支援業務を開拓する。</b></li> <li>・ 業務の受託継続に合わせた体制維持、職員の資格取得や研修参加等によるスキルアップを図る。</li> </ul> |

(3) インフラ技術支援担当

| 事業名             | 課題及び対応方針  |
|-----------------|---|
| 中長期的に安定した業務量の確保 | <p>中長期的に安定した業務量を確保するため、継続的に次のことに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>公共工事発注者支援機関認定の取得継続【次回認定申請 R8】</b></li> <li>・ 支援業務の受託は、各自治体の予算や事業時期に影響されるため、常にアンテナを高くして情報収集に努める。</li> <li>・ 営業活動により県・市町のニーズを的確に捉え、発注者の満足度が高い支援を行う。</li> <li>・ 災害対応などにより技術者が不足する県・市町に積極的に営業活動を実施して支援を提供する。</li> <li>・ 県と連携して支援センター活用のための情報を広く発信する。</li> </ul> |

(4) 住宅担当

| 事業名     | 課題及び対応方針  |
|---------|---|
| 新規事業の開拓 | <p>センターでは住宅部門の収益事業が実現していない。今後、センターの基本理念「お客様と共に歩む」に合致し、法令や定款上住宅公社では実施できず、かつ収益性がある(収支が赤字になるリスクが低い)という条件に当てはまる新規事業の開拓を目指す。</p> |

## 5 将来展望

### (1) 総務担当

| 区 分               | 対応方針  |
|-------------------|---|
| 安定した経営のための組織体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたり<b>安定した事業量が確保できる仕組みの構築について</b>、各担当において引き続き<b>国、県・市町と一体となって取り組む。</b></li> <li>・<b>事業量の増加等に対応して、正規職員等の採用等も視野に入れ、安定した組織体制を検討していく。</b></li> </ul>   |
| センター及び三公社の一体化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三公社間の併任や人事交流の促進、デジタル化の推進などにより、センター及び三公社の一体化を進める。</li> <li>・<b>お客様サービスの充実につながる取組成果の実現を図り、県民に信頼される組織を目指す。</b></li> <li>・<b>センター・三公社の経営の一体化により、経営の効率向上と健全経営の実現を図り、組織全体の持続可能性を高める。</b></li> </ul> |

### (2) 用地担当

| 区 分      | 対応方針  |
|----------|---|
| 地籍整備の促進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第7次国土調査十箇年計画（R2～R11）」における県全体の地籍整備促進に向けた支援を継続する。</li> </ul>   |
| 新たな事業の開拓 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なニーズを把握とともに、過去の課題を解決した手法などノウハウの継承・有効活用を提案し、地域の活性化を支援する。</li> <li>・用地職員が不足している機関に対して、土地公社のノウハウを活かした用地事務支援などを提案する。</li> </ul> |

### (3) インフラ技術支援担当

| 区 分          | 対応方針  |
|--------------|---|
| 支援業務の安定的な受注  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な営業活動により各自治体のニーズを把握の上、対応可能な体制を確立し、発注者支援業務の受注量を確保する。</li> <li>・<b>発注者が求めるニーズに応える支援を実施することにより、継続的で安定した受注量を確保する。</b></li> </ul> |
| 新たな支援業務の受注拡大 | <p>公共工事発注関係事務以外の支援業務について、受注の拡大を目指す。</p> <p>（業務例：技術者不足に対応した発注業務以外の業務を含む支援業務等（パトロール業務、行政書類等の審査業務など）</p>   |

### (4) 住宅担当

| 区 分                     | 対応方針  |
|-------------------------|---|
| 高齢入居者支援事業<br>外国人入居者支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>毎年同じ団地ではなく、小規模な団地も対象とし、きめ細かなサービスを提供</b></li> </ul> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町営住宅の新規受託に伴い、サービス提供の回数(件数)を拡大</li> <li>・長年継続的に事業を実施している団地については、自治会主導による事業を支援</li> <li>・<b>団地自治会や社会福祉協議会等の自主的な取組み及び地域への拡大を支援</b></li> <li>・行政の福祉部局や国際交流協会と連携し、新たなメニューを開発</li> </ul> |
| 新規事業の開拓 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業の実現を目指す<br/>例) 空家対策、マンション老朽化対策事業など</li> </ul>   |

## 6 収支見込

◎今後の損益見込

(単位：百万円)

| 年度<br>区分 | R 7<br>計画 | R 7<br>見込 | R 8<br>見込 | R 9<br>見込 | R 10<br>見込 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 事業収益     | 123       | 125       | 118       | 118       | 118        |
| 費用       | 123       | 116       | 117       | 117       | 117        |
| 経常損益     | 0         | 9         | 1         | 1         | 1          |

## 7 組織体制

(総務担当)

- ・総務担当の業務量は、令和8年度以降も7年度と同程度と見込まれる。
- ・**令和8年度は、各公社の予算・決算事務を担当する職員の育成に重点に取り組む。**
- ・**なお、7年度末で退職する嘱託員1名の業務は、当面、臨時職員が対応する。**

(用地担当)

- ・今後、**受託事業量の増加が見込まれる場合は、事業量に見合った増員等、実施体制について検討**していく。

(インフラ技術支援担当)

- ・令和7年度は、3人の管理技術者と6人の担当技術者（本社4人・浜松駐在2人）で23件の業務を処理。
- ・令和8年度以降は、現状を維持しながら、**業務量に応じ執行管理体制の充実を図る。**

## ◎今後の職員数推移（見込み）

（単位：人）

|                  |      | R 7     | R 8     | R 9     | R 10    |
|------------------|------|---------|---------|---------|---------|
| 総務               | 正規職員 | (9)     | (9)     | (9)     | (9)     |
|                  | 嘱託職員 | 9       | 8       | 8       | 8       |
|                  | 計    | 9 (9)   | 8 (9)   | 8 (9)   | 8 (9)   |
| 用地               | 正規職員 | (2)     | (2)     | (2)     | (2)     |
|                  | 嘱託職員 | 1       | 1       | 1       | 1       |
|                  | 計    | 1 (2)   | 1 (2)   | 1 (2)   | 1 (2)   |
| インフラ<br>技術<br>支援 | 正規職員 | (5)     | (5)     | (5)     | (5)     |
|                  | 嘱託職員 | 6       | 6       | 6       | 6       |
|                  | 計    | 6 (5)   | 6 (5)   | (5)     | (5)     |
| 住宅               | 正規職員 | (3)     | (3)     | (3)     | (3)     |
|                  | 嘱託職員 |         |         |         |         |
|                  | 計    | (3)     | (3)     | (3)     | (3)     |
| 合計               | 正規職員 | (19)    | (19)    | (19)    | (19)    |
|                  | 嘱託職員 | 16      | 15      | 15      | 15      |
|                  | 計    | 16 (19) | 15 (19) | 15 (19) | 15 (19) |

※（ ）は併任職員

※ 職員数については、今後の事業量に応じて柔軟に対応する。

## 第2編 静岡県土地公社

### 1 経営方針

#### (1) 健全経営の実現

「安定した事業量の確保」と経営の効率化に努め、健全経営の推進を図る。

#### (2) 公共事業用地等の確実な取得

用地取得分野における県の補完・代行機能を担う唯一の専門機関として、その専門性・機動性・柔軟性を発揮し、本県の社会基盤整備の根幹である公共事業用地の計画的・効率的な取得に努める。

### 2 経営目標

| 経営方針              | 経営目標                                  |                   |
|-------------------|---------------------------------------|-------------------|
| 健全経営の実現           | ・ 公有地取得実績 30 億円以上の確保<br>・ 事業損益の黒字化    | 毎年度               |
|                   | ・ 経常利益の確保                             |                   |
|                   | ・ 県交通基盤部長等への要望活動<br>・ 国など関係機関への PR 活動 | 年 1 回以上           |
|                   | ・ 市町への重点的な PR 活動を実施                   | 各市町年 1 回以上        |
|                   | ・ 国・県・市町の新規事業開拓                       | 国・県・市町各<br>1 事業以上 |
|                   | 公共事業用地等の<br>確実な取得                     | ・ 事業量に応じた執行体制の確保  |
| ・ 専門知識の習得に向けた研修受講 |                                       | 年 2 回以上<br>(各職員)  |

(金額単位：億円)

| 用地補償費<br>(繰越含む) | R 6<br>実績 | R 7<br>決算見込 | R 8<br>見込 | R 9<br>見込 | R 10<br>見込 |      |
|-----------------|-----------|-------------|-----------|-----------|------------|------|
| 公有地取得額          | 23.4      | 17.2        | 45.7      | 31.0      | 34.0       |      |
| 事業量の<br>確保      | 国事業       | 4.9         | 4.6       | 5.8       | 2.0        | 3.0  |
|                 | 県事業       | 9.1         | 8.8       | 37.0      | 20.0       | 20.0 |
|                 | 市町事業      | 2 件         | 2 件       | 1 件       | 2 件        | 3 件  |
|                 |           | 9.4         | 3.8       | 2.9       | 9.0        | 11.0 |

・ R 9 以降の国事業は計画額による。市町事業の受託により総額 30 億円を確保。

### 3 重点事業

| 重点事業                   | 課題及び対応方針  |
|------------------------|---|
| 公有地取得事業<br>受託用地事業      | <p>○国、県及び市町からの事業量確保</p> <p>1 国土交通省<br/>           国道 474 号 水窪佐久間道路 (R7. R8. R9)<br/>           国道 414 号 河津下田道路 (R7. R8. R9)<br/> <b>浜松湖西豊橋道路 (R9. R10. R11)</b> など</p> <p>2 県<br/> <b>遠州灘海浜公園 (篠原地区) (R8. R9. R10. R11)</b><br/>           (都) 志太中央幹線 (R7. R8. R9)<br/>           (都) 田端宝野線 (R7. R8)<br/>           (都) 金岡浮島線 (R7. R8. R9. R10) などの先行取得事業</p> <p>3 市町<br/>           菊川市 市道 青葉通り嶺田線 (R7. R8. R9. R10)<br/> <b>湖西市 (都) 大倉戸茶屋松線 (R9. R10. R11)</b> など</p> |
| <b>新規事業の確保</b>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県・市町等への訪問による営業活動を展開する。</li> <li>・特に、市町への積極的な営業活動に重点を置き、新規開拓を実現する。</li> <li>・企業局と連携した工業団地用地の取得支援など、新たな支援業務を開拓する。</li> <li>・県と連携し、事業量確保や経営改善に向けた方策等を検討する。</li> <li>・センター用地担当と連携した受注活動を行う。</li> </ul>  |
| <b>職員配置の最適化・機動力の向上</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型事業（遠州灘海浜公園（篠原地区）、湖西市（都）大倉戸茶屋松線、浜松湖西豊橋道路）を確実に確保し、西部支所の新規設置を検討する。</li> <li>・東部、中部（本社）、西部への分散型の拠点配置とし、県土木事務所との連携を強化し、機動力を発揮する。</li> </ul>  |
| <b>戦略広報の推進</b>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した事業量確保のため、全市町への受注活動に加え、首長・副市長会議への出席、更にトップセールス等の戦略的な広報を実施する。</li> <li>・公共事業用地の取得は県土発展のために必要不可欠な業務であることから、公社 HP などを通じ、事業成果等の情報発信を行う。</li> <li>・職員一人ひとりが広報の重要性を認識し、広報パーソンとしての意識を高めた広報活動を行う。</li> </ul>  |

#### 4 リスク管理（懸案事項）

| リスク管理       | 課題及び対応方針   |
|-------------|--|
| 決算の健全性確保    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年度 30 億円以上の公有地取得実績を確保・継続し、事業損益における黒字化を目指す。</li> <li>・ 最低 22 億円以上の取得実績を継続し、まずは経常損益における黒字化を図る。</li> <li>・ 公有地取得事業等における <b>事務費算定方式の改善、新たな委託方式の提案等</b>により、事務費収入の向上。</li> </ul>   |
| コンプライアンスの徹底 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>管理監督者は、部下職員の模範として、高い倫理意識を持って行動する。</b></li> <li>・ 権利者に対しては、「法人や個人、年齢や性別」等を問わず、公社の役割や事業目的、個別の補償内容等の情報について、正確かつ丁寧な対話や補償説明を実施する。</li> <li>・ 公社への信頼を維持するため、知り得た権利関係に関する <b>個人情報等についての守秘義務を遵守するとともに、個人情報漏えい防止対策に万全を期す。</b></li> <li>・ 用地補償費の積算については、『公共事業の施行に伴う損失補償基準』等に基づき、公平かつ公正な算定を行う。</li> <li>・ <b>現場主義に徹し、国・県・市町、地権者の立場に立った行動を行い、お客様サービスの向上を図る。</b></li> </ul> |

#### 5 将来展望

| 区分            | 対応方針   |
|---------------|--|
| 新規事業の受託に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>国・県・市町への積極的な営業活動を行うことで、新規大型事業の受託を目指す。</b><br/>伊豆縦貫自動車道（新規工区）、東駿河湾環状道路（新規工区）、浜松湖西豊橋道路、湖西市（都）大倉戸茶屋松線、巴川（麻機遊水地）など</li> <li>・ 事業施行者との連携強化を緊密に行い、緊急的な事務支援にも可能な限り対応できる体制を維持する。</li> <li>・ 土地造成事業を含めた公社ノウハウの継承とともに、センター用地担当と連携し、市町のニーズに見合う支援を提案。</li> <li>・ 市町公社が将来的に廃止、解散する場合の県公社活用策について、戦略的な PR 活動を実施。</li> </ul> |

## 6 収支見込

- ・受託する事業の確保と確実な履行により、毎年度の当期純利益を確保。
- ・**公有地取得実績 30 億円を確保**し、継続した取得実績を積み重ね、**事業収益の改善、黒字転換を目指す。**

(単位：百万円)

| 項目    | R7 計画<br>(当初予算) | R7 見込 | R8 見込 | R9 見込 | R10 見込 |
|-------|-----------------|-------|-------|-------|--------|
| 事業収益  | 1,634           | 1,787 | 1,604 | 2,618 | 2,565  |
| 事業費用  | 1,662           | 1,833 | 1,636 | 2,636 | 2,575  |
| 事業損益  | △28             | △46   | △32   | △18   | △10    |
| 事業外収益 | 30              | 32    | 34    | 34    | 34     |
| 事業外費用 | 1               | 1     | 1     | 1     | 1      |
| 当期損益  | 1               | △13   | 2     | 15    | 23     |

## 7 組織体制

- ・安定した事業量確保の実現により、**事業損益において黒字計上が見込まれる場合は、事業量に見合った増員等、実施体制について検討**していく。
- ・用地の専門性を維持するため、正規職員の退職者補充や執行体制を維持するための嘱託職員の採用など、用地職員として適性ある人材の確保に努めていく。
- ・**令和 9 年度に正規職員採用 2 名。**

◎今後の職員数見込（用地部）

(単位：人)

|      | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 |
|------|-----|-----|-----|------|
| 正規職員 | 4   | 3   | 4   | 4    |
| 嘱託職員 | 6   | 6   | 5   | 5    |
| 計    | 10  | 9   | 9   | 9    |

※令和 7 年度 1 年間の時限措置として 1 名増

※令和 8 年度 正規職員 1 名退職（令和 9 年度 2 名採用）。

## 第3編 静岡県道路公社

### 1 経営方針

- 安全・安心の確保、観光事業との連携強化、景観保全等により、国内外から人を惹き付ける魅力の高い有料道路を運営するとともに、効率的な組織体制を維持し、お客様に対する質の高いサービスの提供と地域の発展への寄与による公社事業の健全な成長を図る。
- そのため、将来ビジョンの経営戦略ポイントに位置付ける「健全経営の実現」、「安全で安心なサービスの提供」、「国際化にも対応した魅力ある道路」及び「地元とともに行う地域振興」の4項目を基本的な経営方針とする。

#### (1) 健全経営の実現

- ・ 当期利益の確保
- ・ 新規事業の計画的な実施

#### (2) 安全で安心なサービスの提供

- ・ 安全で安心な道路への整備や維持管理への取り組み
- ・ 道路防災対応

#### (3) 国際化にも対応した魅力ある道路

- ・ 「魅力・価値の掘り起こし」、「周辺地域・施設との連携」による利用促進
- ・ 戦略的な広報（記者資料提供、公社ホームページの持続的な内容改善、SNS投稿等）による利用者サービスの向上と魅力・価値の発信

#### (4) 地元とともに行う地域振興

- ・ 周辺地域の観光振興への取り組み（地域への誘客、有料道路を活用した地域振興企画の実現）

### 2 経営目標

| 経営方針            | 経営目標                       |         |
|-----------------|----------------------------|---------|
| 健全経営の実現         | ・ 当期利益の確保                  | 毎年度     |
|                 | ・ 静浦有料道路の建設事業開始            | R10年度まで |
| 安全で安心なサービスの提供   | ・ 全道路のパトロール                | 週1回以上   |
|                 | ・ 雨季前点検                    | 年1回以上   |
| 国際化にも対応した魅力ある道路 | ・ 道路利用台数の対前年増（特別な事象発生時を除く） | 毎年度     |
|                 | ・ 伊豆中央道・修善寺道路のETC運用開始      | R8年度まで  |
| 地元とともに行う地域振興    | ・ 地域との観光連携企画の継続実施          | 年1回以上   |

### 3 重点事業

| 重点事業          | 課題及び対応方針  |
|---------------|---|
| 有料道路事業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○静浦有料道路事業の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路設計や全体工程管理への積極的関与【R8～R10】</li> </ul> </li> <li>○伊豆中央道・修善寺道路へのETC導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ETC現地機器工事等（NEXCO中日本との協定）【R8～R9】</li> <li>・ETCサーバー改修等（NEXCO西日本との協定）【R8】</li> <li>・ETC整備に伴う料金所改修工事【R8】</li> <li>・ETC割引登録システム作成業務委託【R8】</li> <li>・ETC運用に向けた関係機関との協議、調整等【R8～R9】</li> </ul> </li> <li>○イベント連携による浜名湖新橋の利用促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺施設等で実施されるイベント主催者と連携し、案内掲載等でアクセス性の良さをPR、利用促進【R8～R10】</li> </ul> </li> </ul>  |
| 一般自動車道事業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○伊豆スカイラインのETCX利用率の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ETCX認知度の向上（登録、利用方法の周知）【R8～R10】</li> <li>・ETCXによる割引制度の検討・実施【R8】</li> </ul> </li> <li>○伊豆スカイライン料金所再編後の新運用の安定化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新料金体系による運用体制の定着・効率化【R8】</li> </ul> </li> <li>○箱根スカイライン貸切使用の実績増加と運用強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸切使用の広報の強化、実績の獲得と積み上げ、運用方法のブラッシュアップ等【R8～R10】</li> </ul> </li> <li>○道路使用の有償化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業撮影（貸切以外）の有償化の検討【R8】</li> </ul> </li> </ul> |
| 高架下施設事業       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者のニーズに応える継続的な収益確保【R8～R10】</li> </ul>  |
| 戦略広報の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○戦略広報ガイドラインによる積極的な情報発信と広報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集した広報写真の活用等、有料道路の魅力を広く発信し、道路への来訪意欲を醸成する広報を継続（カレンダー等の広報媒体の積極活用等）【R8～R10】</li> <li>・HP・SNSその他メディアを最大限に活用、積極的な情報発信で道路利用を促進する広報を継続【R8～R10】</li> </ul> </li> </ul>   |
| 道路の利用促進に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との事業連携の継続、観光振興への貢献               <ul style="list-style-type: none"> <li>・NEXCO中日本、箱根ターンパイク等関係機関との連携事業の継続【R8～R10】</li> <li>・地域連携取組の強化【R8～R10】</li> </ul> </li> <li>○お客様満足度向上に向けたおもてなし向上策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆スカイライン等道路美化清掃等の実施【R8～R10】</li> <li>・料金所係員に対する接客応対研修の実施【R9】</li> </ul> </li> </ul>   |

#### 4 リスク管理（懸案事項）

| 事業名         | 課題及び対応方針   |
|-------------|--|
| インフラ長寿命化対策  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○予防保全に基づく計画的な維持管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理計画に基づく道路施設の更新・修繕【R8～R10】</li> </ul> </li> <li>○安全・安心な道路の保持に向けた取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路防災点検の実施【R8】</li> <li>・経年劣化した施設の積極的な更新・修繕【R8～R10】<br/>(交通安全施設・防護柵・道路情報板 等)</li> </ul> </li> </ul>   |
| コンプライアンスの徹底 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員に対するコンプライアンスの徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理監督者は、部下職員の模範として、高い倫理意識を持って行動【R8～R10】</li> <li>・毎年、職員にコンプライアンス研修を実施、公社事業の公益性を認識【R8～R10】</li> </ul> </li> <li>○料金徴収業務委託の不正防止対策の継続               <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金所係員の制服ポケットレス化の徹底【R8～R10】</li> <li>・カメラ映像による料金所業務チェックの実施【R8～R10】</li> <li>・帳票の照合確認による不正処理の防止【R8～R10】</li> </ul> </li> </ul> |

#### 5 将来展望

| 区分           | 対応方針   |
|--------------|--|
| 有料道路事業       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「静浦有料道路」の建設事業に早期着手し、交通ネットワーク整備に寄与、行政を補完する役割を果たして<b>継続的な事業運営を実施</b></li> <li>・浜名湖新橋における経営改善に向けた取組として、県、浜松市、周辺地域及び施設と連携して利用を促進</li> </ul>                |
| 一般自動車道事業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆スカイラインでは令和7年10月から新料金体系とキャッシュレス決済の運用を開始。これにより増収、管理コスト縮減、お客様サービス向上が具現化できたことから、将来的に必要となる<b>維持管理費等を確保し、安全・安心で魅力ある道路を保持する持続的な運営を実現、当期利益を確保</b></li> </ul> |
| 業務量に応じた適正な組織 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業による事業量の変化に応じ、事業運営に必要な<b>人員配置等を実施</b></li> </ul>  |

#### 6 収支見込

- ・有料道路事業は、特に伊豆中央道・修善寺道路においては通行台数が安定しており、ETC導入経費が多くなる令和8年度以外は、償還準備金繰入は順調に確保できる見通し。
- ・一般自動車道事業及び高架下施設事業は、伊豆スカイライン料金所再編事業への経費投入により、令和7年度の当期利益は計画的に赤字の見込みであるが、令和8年度以降は

新料金体系の運用に伴い当期利益は徐々に回復し、黒字が確保できる見込み。ただし、本社事務所が移転し、令和8年度から静岡中央ビルの解体が予定されており、解体費を負担することから、当期利益は一時的に縮小することが想定される。

◎有料道路事業 償還見込 (単位：百万円)

| 区分 \ 年度 | R 7 計画 | R 7 見込 | R 8 見込 | R 9 見込 | R 10 見込 |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 償還準備金繰入 | 688    | 654    | ▲767   | 556    | 763     |

◎一般自動車道事業・高架下施設事業 損益見込 (単位：百万円)

| 区分 \ 年度  | R 7 計画 | R 7 見込 | R 8 見込 | R 9 見込 | R 10 見込 |
|----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 一般自動車道事業 | ▲65    | ▲62    | ▲19    | ▲12    | 11      |
| 高架下施設事業  | 21     | 23     | 21     | 22     | 22      |
| 当期利益     | ▲44    | ▲39    | 2      | 10     | 33      |
| 剰余金      | 5,878  | 5,839  | 5,841  | 5,851  | 5,884   |

## 7 組織体制

- ・有料道路、一般自動車道の維持管理等を行うために必要な人員を確保する。
- ・令和9年度以降は、静岡有料道路建設事業に向けて県派遣を依頼して体制強化を図る。
- ・令和10年度は、技術職員の定年退職者の補充として、技術職員を1名採用する。

◎今後の職員数見込 (単位：人)

|      | R 7 現在 | R 8 見込 | R 9 見込 | R 10 見込 |
|------|--------|--------|--------|---------|
| 正規職員 | 15     | 16     | 16     | 17      |
| 派遣職員 | 2      | 2      | 3      | 4       |
| 嘱託職員 | 16     | 15     | 15     | 16      |
| 計    | 33     | 33     | 34     | 37      |

## 第4編 静岡県住宅公社

### 1 経営方針

- 「お客様と共に歩む」の基本理念のもと、県営住宅など公営住宅等の管理を通じ住宅セーフティネットの一翼を担い、住宅行政の補完機関としての機能を果たす。
- 高齢者等入居者の生活支援など質の高いサービスの提供により、安全・安心で快適な住環境の実現を図るため、公社の事業を継続・発展させていく。
- 県営住宅に加え市町営住宅の管理を行うことにより、公営住宅等管理における県全体の効率化・最適化に取り組む。
- 地震や風水害等の災害、経済情勢の変化など、事業に伴うリスクにあらかじめ備えることにより、安定した経営基盤とともに、お客様の安全・安心と利便性を確保する。
- これらの目的を実現するため、「快適な住環境の提供」、「地域への貢献」、「健全経営の維持」及び「業務量に即した組織体制の確保」の4項目を経営方針とする。

#### (1) 快適な住環境の提供

- ・県営住宅や市町営住宅の管理事業について、入居する高齢者、外国人などに対する生活支援事業を充実し、住環境の向上を図る。
- ・施設の維持・修繕を計画的かつ迅速に対応するなど、適確な施設管理を実施する。
- ・ICTの活用により、サービス向上と業務の効率化を目指す。

#### (2) 地域への貢献

- ・市町との連携による高齢者等の生活支援、警察署との連携による防犯講座、防災局との連携による防災講座開催などにより、地域の自治力、防犯力、防災力を高めることで、地域への貢献を果たしていく。
- ・外国人入居者支援事業等を通じて、団地に居住する外国人と地域住民が、生活習慣や言葉の障壁を超えて、共に手を携えて生活していくことができるよう取り組む。

#### (3) 健全経営の実現

- ・経常収支の黒字を継続し経営の安定化を図る。

#### (4) 業務量に即した組織体制の確保

- ・事業を継続して実施するため、業務の量及び内容に即した職員を配置する組織体制を確保する。
- ・長期の事業計画及び収支見込を踏まえ、正規職員及び嘱託員の定員を管理する。

- 今後も、公営住宅等の管理を継続し、住宅行政の補完機関としての機能を果たしていくため、健全な経営を維持し、**全ての職員が現場主義に徹する**ことで、時々の社会ニーズに応じたサービスを提供していく。

## 2 経営目標

| 経営方針           | 経営目標（毎年度）                    |          |
|----------------|------------------------------|----------|
| 快適な住環境の提供      | ・高齢者ふれあい講座の開催及び地域・関係各所への情報発信 | 12回以上    |
|                | ・外国人入居者支援事業                  | 3回以上     |
|                | ・団地巡回（建物、駐車場等の外観確認）の実施       | 全団地月1回以上 |
| 地域への貢献         | ・緊急修繕依頼への即日発注の割合             | 100%     |
| 健全経営の実現        | ・経常利益の確保                     | 毎年度      |
| 業務量に即した組織体制の確保 | ・必要な正規職員、嘱託員の確保              | 欠員0人     |

## 3 重点事業

| 重点事業      | 課題及び対応方針   |
|-----------|--|
| 県営住宅等管理事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、外国人入居者に対する支援の充実及び新たな事業の実施</li> <li>・<b>制度改正</b>（単身入居の年齢制限撤廃、連帯保証人制度の廃止、子育て世帯の要件緩和）の周知徹底</li> <li>・<b>入居率の向上対策</b>（ホームページリニューアル後の閲覧状況の分析及び改善、若年単身者の入居促進に向けたPR活動の推進、空き住戸の要因分析及び入居申込時のアンケート等の分析・検証・県への提案）</li> <li>・留学生寮、福祉目的利用、技能実習生等、目的外使用による空部屋の有効活用への貢献</li> <li>・団地巡回等による危険個所の早期発見、入居者の事故防止及び施設の延命化を県へ提案</li> <li>・<b>災害時における被災状況の早期情報収集</b><br/>アルソック災害時団地状況確認システムの利用促進及び他の被災情報の収集手段（メール配信等）の活用を検討</li> <li>・<b>DX（AI、ICT等）の活用によるお客様サービスの向上、業務の効率化を検討</b></li> <li>・<b>自治会活動を活発にするための支援を検討</b></li> </ul> |
| 市町営住宅管理事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性及び採算性を考慮し、県営住宅設置市町を対象に受託を拡大。<b>R10までに新たに3市町からの受託を目指す。</b>（候補：湖西市、磐田市、菊川市、沼津市、伊東市、等）</li> <li>・適正な維持管理の継続及び県営住宅管理のノウハウを活かし、入居者に対するサービスを向上</li> <li>・県営住宅と同じく、高齢者等に対する支援の充実、空家の削減、空部屋の有効活用などに取り組む。</li> </ul>  |

|              |  |
|--------------|--|
| 定期借地権付土地管理事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した地代収入の確保</li> </ul>   |
| 戦略広報の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○入居率向上のための効果的な広報</li> <li>・SNSや「やさしい日本語」を積極的に活用し、若年層や外国人等に対する情報発信を強化</li> <li>・入居希望者の属性に合わせた広報展開（大学・専門学校・国際交流協会等への広報、ホームページの活用、公的窓口における情報発信等）</li> <li>・新築住宅における広報の早期開始</li> <li>○市町営住宅の管理受託の拡大</li> <li>・ホームページ等を活用し、公社管理の優位性（高齢者・外国人入居者支援事業等）を情報発信</li> </ul> |
| 孤立死対策        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り協定業者、自治会等に対する見守り協力要請</li> <li>・熱中症、ヒートショック等の注意喚起</li> <li>・見守り支援サービスの情報提供等（市町の見守り支援及びIoTを活用した見守り支援等）</li> </ul>   |

#### 4 リスク管理（懸案事項）

| 事業名         | 課題及び対応方針   |
|-------------|--|
| 割賦債権管理事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・的確な債権回収の継続</li> <li>・今後の経営環境の変化に対応し、長期滞納者に対する厳正な対応により不良債権の早期処分に努める。</li> </ul>   |
| 富厚里簡易水道事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理組合又は静岡市への移管を目指す。</li> <li>・移管協議を進める上で課題となる老朽化した施設の更新について、管理組合又は静岡市へ提案及び管理組合へ費用負担を求める交渉を実施</li> <li>・利用者の安全・安心を最優先とした、管理業務を着実に実施</li> <li>・修繕費の増加等による経営悪化対策として料金値上げを検討</li> </ul> |
| 足久保下水道事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元管理組合との移管協議を継続する。</li> <li>・移管までの間、大規模修繕のリスクを回避するため、施設老朽化の調査を行うほか、計画的な部品の交換及び適切な修繕を実施する。</li> <li>・管理組合との良好な関係のもと、既存施設の長寿命化を図るため、勉強会を開催するなど、検討を継続する。</li> </ul>                   |
| コンプライアンスの徹底 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理監督者は、部下職員の模範として、高い倫理意識を持って行動する。</li> <li>○公営住宅法、条例、規則、各種取扱要綱等の遵守</li> <li>○適正な個人情報の管理</li> <li>・公的研修会（公営住宅管理研修、全住連研修会等）の参加</li> <li>・管理職研修会への参加、職員の社内研修会（接遇研修等）の</li> </ul>      |

|      |  |
|------|--|
|      | 実施                                     |
| 危機管理 | 施設の老朽化に対応した各種点検等の実施及び危険を伴う箇所の速やかな修繕の実施 |

## 5 将来展望

| 区 分                  | 対応方針  |
|----------------------|---|
| 県営住宅等管理事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の管理代行者として引き続き適確な管理を行うことにより、民間委託(指定管理制度)との差別化を図り、管理代行を継続する。</li> <li>・ 地域包括支援センターや市町の福祉部局、国際交流協会等との連携を通じて、地域の自治力等を高める活動や地域住民の共生に貢献する。</li> <li>・ 高齢者及び外国人入居者事業を積極的にPRすることにより、公社管理の評価を高める。</li> </ul>             |
| 市町営住宅管理事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の効率性、採算性に加えて、人材の確保を考慮の上、受託拡大を推進</li> </ul>   |
| 定期借地権付土地管理事業(～R35年度) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和35年度まで事業を継続(黒字継続)</li> <li>・ 借地人から申出があった場合は土地を売却</li> </ul>  |
| 割賦債権管理事業(～R18年度)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常債権が償還完了となる令和18年度までに事業終了</li> <li>・ Dランク債権については早期処分を進めることにより業務量の縮小を図る。</li> </ul>   |
| 富厚里簡易水道事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元管理組合又は静岡市への移管を目指す。移管協議において障害となる施設老朽化等の課題をひとつひとつ解決していくことで移管への道筋をつけていく。</li> <li>・ 短期間での解決は困難と予想されるため、施設の更新を進める傍ら、維持管理に十分な配慮をしながら管理を継続する。</li> <li>・ 居住者の減少等により収支悪化が予想されるため、必要に応じて料金改定を検討するなど収支改善を図る。</li> </ul> |
| 足久保下水道事業             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足久保下水道の地元管理組合への移管を目指す。</li> <li>・ 清算事業として早期の終了を目指す。短期間での解決は困難と想定されるため、当面は老朽化調査を実施しながら施設の長寿命化を図り、維持管理に十分な配慮をしながら管理を継続する。</li> </ul>   |

## 6 収支見込

- ・ 今後、県営住宅管理戸数の減少による事業量の減少が見込まれる。
- ・ 市町営住宅管理事業の拡大等により、経常損益で黒字を維持する。
- ・ 割賦債権管理事業はDランク債権の処分により赤字が縮小する。

◎今後の収支見込

(単位：百万円)

| 年度<br>区分 | R 7<br>当初計画 | R 7<br>見込 | R 8<br>見込 | R 9<br>見込 | R 10<br>見込 |
|----------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 事業収益     | 2,288       | 2,377     | 2,520     | 2,501     | 2,484      |
| 事業費用     | 2,279       | 2,380     | 2,416     | 2,405     | 2,393      |
| 事業収支     | 9           | △3        | 104       | 96        | 91         |
| 経常損益     | 28          | 25        | 149       | 133       | 129        |

## 7 組織体制

- ・ 市町営住宅管理事業の拡大による業務量の増加と、県営住宅管理戸数の減少に伴う業務量の減少を勘案し、業務量に応じた必要人員を過不足無く確保する。
- ・ 市町営住宅の新規受託等、業務量の増加に応じた人員を採用する。
- ・ 定年延長を踏まえた採用計画を策定する。

◎今後の職員数見込

(単位：人)

|      | R7 現在 | R8 見込 | R9 見込 | R10 見込 |
|------|-------|-------|-------|--------|
| 正規職員 | 20    | 20    | 20    | 20     |
| 派遣職員 | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 嘱託職員 | 30    | 30    | 30    | 30     |
| 計    | 50    | 50    | 50    | 50     |